

的根拠に基くなり、あるいは侵すべからざる一つの權威がある審査機関があつてその結論によつてこの基準がきめられて行くといふことになつたら、これは非常な弊害を生んで来る、かういふことが想像されますので、その確定評価基準といふものをとめる權威のある機関または方式といふものは一体どうやうなものであるか。その点を明確にされたい。

○河野政府委員 確定評価基準のきめ方につきましては、現行の金融機関再建整備法の第七條第二項に「前項の評価基準は、暫定評価基準及び確定評価基準の二とし、命令の定めるところにより、主務大臣がこれを決定する」となつております。これに従つて主務大臣が告示をいたすわけであります。現在までに告示をいたしてありますものがたくさんござりますが、たとえば大蔵省告示というのが昭和二十三年ごろにたくさん引續いて出ておりますが、その中に、たとえば中国連合準備銀行といふ北支の銀行がございましたが、この株式はゼロである、あるいは上海にありましたが中央準備銀行の株式もゼロであるといふような暫定評価をいたしておるわけであります。これはその当時の外交交渉その他の結果、これらのものに対する評価といふものがどの程度になるか実はわからないうちで暫定的にやっております。従いましめて暫定的にやっております。一応の締めくくりをつけておる、しかしながらあくまで暫定でありまして、これを確定した新評価といふことによつて調整勘定なり旧勘定といふものを縮めてしまふわけに参らなかつた、こういう点がありますので、今後は、これ

らの問題について、先ほど申し上げましたような観点から、確定評価基準といふものができまふならば、なるべく早くこれをつくつて行く。そうしてその確定評価基準によつて評価をいたした結果によりまして、調整勘定を閉鎖するといふ措置を許されるならば早くしたい、かういふ私どもの考えであります。ただ先ほど申し上げておりますように、この評価基準といふものはいろいろ利害の錯綜いたします問題でありますから、慎重に取扱つて行きたいと考えております。従来は、御案内のように再建整備法の運用をはかりましたために再建整備審議会というものがあつたのでありますが、これは先般来審議会の整理ということによりまして現在ではございせん。従いましてかういふ機関に諮つて確定評価基準をきめるといふことはいたさないつもりであります。

○井上委員 ただいまの御説明によりますと、旧日本占領地域にありましたいわゆる準備銀行等の株式は大蔵大臣の告示によつてこれをゼロとする、こゝういふ御説明であり、それがゼロが正しいか正しくないか、またそれをゼロと認めるか認めないかといふことにしないといふと、調整勘定を閉鎖することができない、こゝういふことになるので確定評価をひとつやりたいといふ御意向のようであります。ところが昨日苦米地さんからも御質問がありましたように、実は外地における預金及び送金、これが準備銀行の銀行券をもつてこの預金、送金をしておる、そうすると、その預金はこの法律によつて支払を受ける、ところがそれに投資しておりました株式は債権としての権限を

認めない、こゝういふことになる、そのところをえらくややこしくなつて来ませんか。

○河野政府委員 今のお話は、準備銀行券そのものについてこれをどう取扱うかといふことは、昨日も説明があつたと思いますが、この問題についてはまだきまつておらぬことは御承知の通りであります。準備銀行券の預金といふものは、準備銀行の銀行の札の信用いかんの問題よりも、その預金を扱つた銀行自体の債務としていかに考えるかといふ問題であります。またその銀行によつて振り出された送金小切手においては、その準備銀行による銀行の債務、その債務を銀行が払えるか払えないかといふ問題でありまして、準備銀行の自体の株式がゼロであるか、あるいはそれが幾らかの価値があるかといふ問題とはまったく関係のないものであります。従いまして、これらはその当事者たる銀行の債権債務としてこれをどう処理すべきか、その債権債務をいかにしては、その銀行が払います場合には、その銀行の持つておる資産でもつて払うわけであります。その資産によつて払えるか払えないかが實際問題として問題になるのであります。これら各点につきましては、先般来御説明申し上げております通り、その銀行で払える範囲において払うといふのが、今度の法案を通じて一貫した思想になつておるといふことを御了解いただきたいと思います。

○井上委員 そのところは非常に議論のあるところで、昨日苦米地さんからも執拗に質問を続けられておるところであつて、問題はなか／＼複雑にして、単に政治的な考慮で問題を解決することは困難であらうとわれ／＼は思ひます。

その次に伺ひたいのは、調整勘定を閉鎖する際、この勘定に利益金の残額があるときは、確定損を負担をしました株主に對して、その負担額及び利息に相当する金額を分配することができ、こゝういふ法案になつております。問題は確定損を負担した株主に対してその負担額及び利息に相当する金額を分配することにした、この問題が実は問題になつて来る。といひますのは、預金者は一体どうなるか、預金者のやつはどん／＼かつてに封鎖で切下げた、そして旧勘定で処分してしまつて、その後調整勘定を閉鎖したときに相当利益があつて、これをその損をした株主だけに分配をして、預金者には一向にその利益を与えないといふのは一体どういふわけですか。それはちよつとおかしいじやないか。

○河野政府委員 今井上さんのお話の通りですとおかしいのであります。そういふことではないようにしてあるのであります。調整勘定を閉鎖いたします場合には、打切られた預金者等に対してはまず払う。払つてしまつて閉鎖をしてなお残りがあれば、打切られた株主に最後に返してやる。その場合に利息に相当するものをつけるかつけないかについては、いろいろ議論が実はあつたのであります。株式代金の払いもどしではない、つまり一ぺん打切つたものに対する別の請求権として、期待権として残つておるものと考へますがゆゑに、これについてはその利益金が残つておるならば、その範囲内において利息相当分程度のものはつ

けてやるのが公平に合致するのである、こゝういふ考えからつけておるのであります。もちろん打切られた株主に払いますのは一番最後であります。打切られた債権者その他の債権者に全部払つて、なおかつ調整勘定に利益があつた場合において、それをすべて新勘定に持つて行くといふのは、少しあまりに新勘定に片寄り過ぎるのじやないかといふ議論がありますので、打切られた株主に打切られた金額を限つて自主的に払いもどす、こゝういふ措置をしたいのであります。これは企業再建整備法に基きましていわゆる第二会社をつけた場合、それらの場合におきましても同様であると思つておるのであります。従来金融機関だけについて、その金融機関の株主だけについて、調整勘定が非常に利益金を上げて参りまして、しかも打切られた預金者に対して全部払つたあとに余剰が出て参りました場合に、なおかつ打切られた株主に對しては返さないといふ建前になつておりましたものを、やはり公平の原則から、順位は最後でありますけれども、こゝういふ利益金がある場合においては払うといふのがこの改正の趣旨であります。

○井上委員 問題はその調整勘定のやり方であらうと思ひます。従つて調整勘定をあなたの方で嚴重に監査をいたしまして、真にその勘定の結果が預金者に相当払いもどしをされるということになりますならば、その勘定にさらに利益が残るといふことを予想することが一体あり得るかどうか、預金者に完全に支払をいたしますならば、その勘定にさらに利益が残るといふことは考えられない。そこでその勘定を

預金者にはこの程度返して、最後にこれだけ残しておこう、そこでこれはこういう法律ができておるから株主ももらうようにしてやろう、こういうことになつて、そこをうまく調整しよう、こういうことにされた場合、現実においては、この法律によつては認めるわけに行かぬことになるではありませんか。たとえば預金者に対して七分払いもどしをする、まだ利益はあと三分ある、その三分を株主にそれ／＼分配をする、こういう調整勘定の決をつけたときに、一体それをあなたの方で認めますか。

○河野政府委員 これは実はきつめて簡単なことなものであります、預金者は債権者でありますから、株主と違つて、その在外財産全体に対してふくらむとか縮まるとかいうことはないわけでありまして、百円の預金者はいかなる時代においても百円の払いもどしを請求できるわけでありまして、ところが一方でその見合いになつておきます調整勘定というものは、これはよしあしはいろ／＼議論がありましようが、過去におけるいわゆるインフレーションのおかげで、いろいろ不動産等の値上りがある、あるいは従来とれないと思つて旧勘定に入つておつた資産がとれるようになって来た、こういうことになりまして、調整勘定の利益というものはぐんとふくらんで来る。しかも預金者についてはいわゆる金約款というものはついておりませんから、過去において百円の預金をした人は、その後貨幣価値が下つてもやはり百円しかとれません。もちろん利息はつきまです。従つて百円の預金者がかりに三十円だけ打切られたとすれば、その三十

円しか返さない。それには過去における経過期間の利息はつきまですけれども、それだけを払いもどせば、調整勘定の利益金というものはつとインフレのおかげでふくらんで来て、それに対してふくらんだだけの持分を預金者が持つということはない。これは在外債権者と自己資本を構成する株主との相違だと思ひます。そういう関係から調整勘定の利益金というものが余る場合がある。現に中間分配を最近まで各金融機関なんかからやられて参りましたが、一部の金融機関、銀行におきましては、旧債権者に全額支払いをして、しかも利息相当分まで払つてなかつた余りが出ておるのであります。これは今申し上げましたようなよしあしは別として、やはりインフレの結果そういうことになつて来ておる。こういう事態があるわけでありまして、この点は御了承いただきたいと思ひます。

○井上委員 それはその預金者の預金に対して一定の支払いの限度をきめて、その支払いの限度まで達してなかつた金が残つたというのを想定されて、そういうお考えのようですが、百円の預金をしておつた者は百円を返してもらうだけの権限を持つておりません。ただその当時のいろいろな金融財政の事情から三十円しか返さぬ、こういうことにきめたのです。その後、あんなのおつしやるように、その金融機関の所有財産が、その後の物価変動や貨幣価値の変動によつて非常に値打ちが出て来た、それで今日これを配分する場合に相当する利益金が生ずることが明らかになつて来た、そうならその金は、その預金者に、三十円で打切

つておるやつは四十円に引上げてやるという法律改正を何で出さぬのか。もしそういうことが予想されるならば、株主にも公平の建前から一部分配をするというのならば、その一定のわくで打切つたところの預金者に対するそのわくを拡大して、支払いを少しでもよけいしてやるということが建前じやないですか。その方はどうつておいて、こつちだけはうまい都合のいいような法律に改定するというのは、これは片手落ちじやないですか、そう思ひませんか。

○河野政府委員 実はこの再建整備法という法律は、私が銀行課長をやつておる時分につくられたものであります、が、非常にわかりにくいむずかしい法律であります、しかし今お話の点は、みなちやんと入つておるのであります、違ひは預金者たる債権者と株主といういわゆる自己資本を構成するものとの違ひ、この本質的な違ひにかかつておると思ふのであります。その点で今お話のように、打切られた預金者、つまりかりに百円の預金者が三十円に打切られたといたした場合に、その調整勘定の利益金が非常に大きいから、三十円でなしにそれをもう一ぺん百円なり二百円にして返してやつたらいじやないか、こういう御議論かと思ひますが、これはやはり預金という性質からいつてそういうことはすべきじやない。ただその場合において、利息はつけなければいけぬ、利息はお払いしなければならぬのであります、その利息をつけてお返しするというのは、第三十七条の二以降に詳しく規定を設けてあるわけでありまして、その点につきましては、今お話のような実

質的にインフレーションのお陰で貨幣価値が下つたという点から行きますと、実質的に預金者にお気の毒なところ、これはすべて貨幣の形態において持つておつた場合におきましては、当然にみな共通する問題でありまして、それがために金約款とか、いわゆる貨幣価値に相応した逆算をした価値をつけて預金者にふくらまして払いもどすというところは、私は現在の法律事情から見ると適當ではない、かように考えしております。

○井上委員 もう一点伺つておきますが、この確定評価基準によつて整理を促進いたしました場合に、最後のこの調整勘定を閉鎖するときに、實際上その勘定に利益が生じ得る予想が立ちますか立ちませんか。これはこれからやつてみようということであるから、一つの推定ではつきりしたことは言えないにしても、相当利益が予想されましか、それともそう大したことはないというのですか。大したことがないからそうやかましいことではないが、大したことがあるということになつて来る、この問題は簡単に済まされぬことになりまして、その見通しを一応御説明願ひたい。

○河野政府委員 これは先ほども申し上げておきましたように、銀行のうちのある銀行につきましては、實際上打切られた債権者全部にお払いをして、なおかつ調整勘定に利益が残るものが若干あります。しかしそれは大した金額ではございません。それから各銀行ごとにみな事情が違つておるわけでありまして、中間分配を改定したところを、ある銀行においては、三〇％できたところもあるあります。そういうわけでは、各銀行の調整勘定の内容次第によつて払える程度、分量がみな違つて参る、こういうことに相なるわけでありませんが、今後それではどういふふうになるかといひますと、やはり調整勘定にあるところの資産がどういふふうな価格になつて行くか、その推移によつて違つておると思ひます。これは経済全体が、非常に大きなインフレになれば非常に価格が上りましようし、一方デフレになれば価格が下るといふ問題もありましようから、今の確には申し上げられませんが、現在のところから推定いたしますれば、旧債権者に分配して、なおかつ非常に多くの利益が残るというところは考えられない次第であります。

それからなお申し上げておきたいと思ひますが、打切られた株主に対して、最後に旧債権者たちに払つた後なお残りがあれば旧株主に払うというものは、残りを全部払うわけではありませんが、株主が、たとえば九割打切られたといたしますならば、その打切られた金額に相当する金額を限度として払うのであります、残りの利益金を全部株主にわけるといふわけではございませんので、その点も誤解のないようには御了承いただきたいと思ひます。

○井上委員 もう一点、閉鎖機関令の改正について伺うのですが、最初約千

八十八機關ほどが閉鎖機關として指定されて、その清算事務がほとんど完了いたしました。現在まだ清算未了の分が八十くらいありはせぬかと思ひます。問題は、この閉鎖機關の清算終了の結果はどこへ発表しておりますか、そしてこれは国会の承認は必要としないのですか。その閉鎖機關の清算をいたした、結果のつきました内容についてどこへ報告をされ、それについて一体どこが監督をし、これが完全な清算を行ったものをどこが一体承認したのですか。これは一応国会の承認を要しないのですか。それを伺ひたい。

○逓谷政府委員 清算の結果についての問題であります。まず各閉鎖機關を担当しております特殊清算人のところから決算書を作成いたしました。大蔵大臣にその決算の承認を求めて参ります。大蔵省においてその決算書の内容を審査いたしました。承認すべきものと決定をいたしましたものは、その旨の通知を清算人に対していたすわけであります。それに基いて清算人を新聞に公告をいたしまして、その決算の内容について異議のある者は、一箇月以内に申出をなさるやうにという新聞公告をいたすのであります。なお新聞公告だけではありませんで、官報にも公告をいたすのであります。それで一箇月いたしまして、異議の申立がないときに初めてその決算が確定するといふことに相なつております。

○井上委員 そこで、あなたの方がこの清算の結果を承認するその結果、清算人はそれを新聞、官報等に公告する、これによつて清算事務が終了した、こういうことになつておられる。そこで問題は、閉鎖機關の清算の内容であり

ます。たとえて申しますと、旧満鉄の東京支社、総理官邸を下へ降りた所にございまして、一体あの支社は清算事務で何に払い下げられたのですか。幾らの価額で払い下げられておりますか。

○逓谷政府委員 満鉄の東京支社の土地建物は昭和二十七年三月三十一日に処分をいたしております。その合計は二億九千七百九十三万六千円という処分価額に相なつております。

○井上委員 昭和二十七年と申しますと、相当地価も暴騰いたし、かつ普通の鉄筋コンクリートの建築をいたします場合の価格も相当暴騰いたしてあります。たとえば、この下に新らしくできました官庁ビルは、あれで二十数億がかつておるやうであります。そうしますと、坪当たり少くとも七、八万円に上つておるやうな感じがいたします。あの虎ノ門の横にありますが満鉄東京支社は、その地理的条件から、かつ建物の状態から考えて、二十七年当時の価格で見積つて二億九千万円ぐらいであれを払い下げるといふ清算のやり方が、一体妥当な清算とあなたの方は認定したのであるか。これは一つの例だけれども、あらゆる閉鎖機關の清算事務の内容をわれ／＼は伺つておりますが、たとえば、その閉鎖機關が持つておたところのいろいろな商品の処分、あるいは建物の処分、自動車の処分といふものが、いかに法外な安い価格で払い下げられておるかといふことを私も聞いております。だから、一体それはだれが監督をし、だれがその評価の正当性を確定するかといふことについては、私も今日まで疑ひを持つて来た。あなたの方と清算人との間でや

つておるわけだが、それが正当な評価であるかどうかといふことは、審議機關なり評価委員会にかけて、そうして払い下げるものは払い下げ、処分するものは処分するといふことにすべきでないかと思ふ。あなたの方では、満鉄東京支社が二十七年においてあの大きな建物を二億数千万円で払い下げられるについては、それだけの理由を持つておるでしょうか。ところが、あれを二億数千万円で払い下げたというたら、天下が笑ひますよ。そういう清算のやり方がありますか。それを二億数千万円として評価したという根拠はどこにあるのですか。それから、これらの土地建物の坪数、今日あれだけのものを建てるとすればどのくらいかかるか。それを御説明願ひたい。

○逓谷政府委員 満鉄支社の敷地は千二百九十四坪ございまして、それから建物は、御承知のように鉄骨鉄筋コンクリートのつくりで、七階建になつております。延坪数が三千五百三坪といふことになつております。それで一応部内におきまして売り払いの最低価格として評価をいたしました額を土地と建物とにわけてみますと、土地が四千六百五十八万六千円、建物の方が二億四千七百四十九万八千円、それを合計いたしますと二億九千四百四十九万八千円になりまして、先ほど申し上げた実際の処分価格との開きは、約三百万円程度高く協議がとつたといふことに相なつておりますが、それで見ますと、土地の坪当りの単価が三万六千円、建物の坪当りの単価が七万一千八百円という程度に相なるのであります。当時の価格としては大体適正なところであつたらうと私としても考える次第であります。

な御参考までに申し上げますと、この建物は昭和十一年にできた建物であります。終戦後におきまして入札をやつたわけでありまして、最初二十三年三月に入札をやり、その後六回にわたつて入札をいたしたのであります。入札価格が、いずれも五千万円程度が最高入札価格でありまして、なか／＼あれを相当高い金額で買ひ取らうといふ申出もなかつたわけでありまして、従いまして、この二億九千七百八千円という処分価格は、入札の場合よりも相当地に売れておるといふ考え方も立ち得るかと思ひます。当時の処分価格としては、今日から振り返つてみましても、適正なものであつたと考えられる次第であります。

○井上委員 それはいろいろ／＼あなたの方でそれだけの理由があつておやりになつたのだらうが、問題は、たとえば閉鎖機關の清算事務に大蔵省から清算人を派遣をしておりますが、それは必ず一人か二人である。そして、そこに働いておりました人々もやはり一部清算事務に携つていて、財産の処分をやつたわけですから、ほんとうに公正妥當な清算評価を行うといふことより、もうこれは店じまいだからできるだけ早く清算事務を終了しようといふことからして、不当に安い価格で処分されておるといふ事例はたくさん出て来ております。そういうことについてだれもが責任を負わぬ。単に新聞や官報に公告して、異議申立てがないので、それでもうこれは得心したもので、そういう一方的な解釈で清算事務が終了されておる。それが妥當なやり方であつたとは言へません。これはもうほとんど大部分が済んでおる問

題でありますから、今さら死んだ子供の年を数えるやうなことを言うてみたつて追いつきませんけれども、われわれとしては、その処分のやり方に対して非常な疑惑を持つておる。

なお、今度の法案によりますと、閉鎖機關の外に地にある財産についても、大蔵大臣の承認があれば管理、処分することができるといふ新しい規定を設けたが、この外に地にある財産というのは、具体的にどの国にどういふものが閉鎖機關の財産として残つておるといふことがおわかりでありましようが、おもなもののだけひとつ御説明願ひたい。

○逓谷政府委員 これは正金銀行の資産が主たるものであります。まずブラジルにありますが、日本円に換算して八億円程度あるかと思ひます。これは従来ブラジル国政府の法律によりまして凍結されておつたのであります。当然ブラジル政府としてはブラジル政府の収入になし得る立場にあつたのであります。ブラジル政府の好意と日本側におきまして、よく最近に至りまして、とにかく日本側に返還といふ話が多くなりまして、大体返還といふことについての向うの政令の公布にまでこぎつたわけでございます。しかしながら、この財産は日本に取寄せるわけに参りません。向うでも為替管理をやつておられます。日伯経済の発展に貢献するやうな方法において使用するという条件と申しますか、そういう考えから返還をいたして来たのであります。これを現行法におきまして、清算人といひましては受領することは可能であります。

従いまして受領いたしましたとしても、じつとどこかに銀行預金するなり何かしておく以外にないのでありますが、それを運用いたしますためには、清算人に對して新しいこういうふうな権限を与えてやりませんと、できないということから、こういう規定を御立法願いたしという趣旨でございます。そのほかに、インドにおきましても若干の資産があるのですが、これはまだどうも向う側の数字とこちらで予想しております数字と相当食い違いがございますが、向うの敵産管理人から通報をいたして来ましたところによりまして、資産が約五億六千五百万円、負債が約五億六千六千五百万円、差し引きまして約五百万円程度の純資産があるというふうに言つて来ておりますが、この数字につきましては、日本側の持つております数字ではどうも納得行きませんので、今向う側という／＼数字の照合をいたしておるようなことでございます。さしあたりこの新しい条文中で処理をいたしたいと思ひますのは、今申しましたブラジルにおきまします正金の資産ということをおきまして、おきまします。

○春日委員 たいだいま井上委員の御質問に關連をいたしまして二、三の事柄をお伺いをいたしたいと思つたのでありますが、ただいま論議されました満鉄ビルの払下げの問題であります、これはたしか十五国会であります、これはに相当深く掘り下げて論議がされておりましたので、私は再びここでこれをむし返そうとは考えておりませんけれども、ただいまの御答弁にはなほ私は首肯いたしかねる筋があるのでございまして、あなたの御答弁によりま

すと、この評価額は決して安いものではない、大体當時の時価に換算して適正価格であつた。しかのみならず、當時この処分方法をめぐつて、競争入札に付したのだが、最高の入札が五千万円かれこれしなかつたので、その処分を行わず、その後二億九千万円何がして処分をしたということでございます。したが、それは當時の当局と当委員会とがいろいろ審議をいたしましたその結論をくつがえして、あたかも政府が當然のことをやつたことであり、何らこれに對して疑義がないような印象を与えますので、この機会に私は明確にいたしておかなければならぬと思つたのであります。あの官庁総合ビルが二十数億円をかけておることは、これは御記憶に明確なところでありまして、なるほど坪数にいたしましては幾らかあちらの方が広いでありまして、相四敵するところの延坪数を持つております建物、一方においてはとにかく調度も完備しておつて、それでもつて二億九千万円、片方は二十億何千万円かかつておる。はなはだしく不合理でございます。この問題を本委員会において質問をいたしてつまびらかにいたしましたことは、その競争入札にあたつて、建物の状態がどういふ状態にあつたかということなんです。それはすなわちアメリカの機關がそこに入つてあつたではありませんか。たとえばそのこの玄關にはビートルを持つた護衛がついておつて、そうして當時占領下にあつて、アメリカの機關がそこに入つておつた。いつのくという見通しも立つていない。そういう状態において公売に付したところで、そんなものをだれが買いますか。五千万円でも出したとい

うようなことがあつたら、これはまさに稀有のことです。少くともそういう物件を競争入札に付するということであるならば、それは当然入つておつた人に出てもらつて、そうして白紙の形においてこれを競争入札に付さなければならぬわけですね。入つてくる人が自分の思つた価格でとにかく落すというところになつて来れば、入つてくる人に対して特別の判定がついて来る。何人といえども、アメリカ軍ががんばつておつて、いつのくかはしてもつかない、そういうものを、実質価格によつてとにかく十分値を出して手に入れたら、もういふようなことは、常識的にいへば考えられないことです。あなた方が當時これを処分するにあつては、アメリカ軍が入つておる形においてアメリカ軍にこれを払い下げたということに国会の論議が寄せられておつたのである。あなたはそれを、五千万円しなかつたのであるから、これを二億何千万円で売つてちつともさしつかえはないのだ、しかも適正価格だといふようなことをおつしやるというのであるならば、もう一ぺん問題をむし返して論議を尽さなければならぬと思つたのであるが、あなたは當時この競争入札、さらにまたこれをアメリカ關係に払い下げたことをきわめて適切妥当なことと今も考えておられるか、確信を持つてそういう御答弁がなされるかどうか、この機会にあらためて御答弁を願つておかなければならぬと思ひます。まずこの一点を御答弁願ひたい。

○窪谷政府委員 入札をいたしましたその状況を御報告申し上げたのでありますが、これはまさに仰せのよう

に、向うが入つてゐる状態における入札者の評価額でありまして、單純にこの金額に對して多いということから有利であるというところは断定できないと思ひます。私の説明が若干足りませんでしたので、私がそれから見て有利でないかというふうなことを言つたような印象を与えましたことを、はなはだ恐縮に存じます。入札者の方は、なか／＼米軍はどうかぬだろう、ただ使用料はとにかくもらえる、従つていつの時代にかのいてくれる、そうすれば自分の方で自由に使えるというふうなことを期待しての入札でございまして、うから、全然だれも入つておらない建物の場合の入札価格よりも低いということ、これは、常識的に考えられると思ひます。この点はまことに仰せの通りでございます。私の説明が不十分でございました。またこれは恐縮に存じます。それからなおアメリカ合衆国政府に売り払つたということにつきましては、一つは、閉鎖機關をいたしまして、なるべし清算をすみやかにやらなければならぬという要請が一つございましたのと、それからアメリカ合衆国政府の方で非常にあの建物をほしいという強い要望がございまして、そのあたりからアメリカ合衆国政府に売り払うということに相なつたと思つたのであります。日本側で入札をいたしましたが、ああいうふうに入札が使つております状況でありますので、有利な処分も困難であつたといふようなことから、アメリカ合衆国政府に売り払うということに決定されたものといふふうにか考へてゐる次第であります。

○春日委員 まことにけしからぬことです。日米行政協定によりまして、アメリカの駐留軍は、とにかく独立が達成された後においては、都心を引払つて、できるだけ僻遠の地に構えるといふことが条約の中にあるのです。従つて日本国政府としては、虎の門にあるような満鉄ビルは、その協定の趣旨にかんがみまして、当然立ちのきの要求をなさなければなりません。そうしてそれを白紙にして、最も実質的な適正価格でこれを換価処分をして、そうしてそれを管理してゐる人々に對して十分報いるだけの措置をとらなければならなかつたのです。あなた方は當時当然すべきことを尽さなかつたのじやありませんか。すなわち、あなた方はアメリカの強権に屈したのである。そんなばかなことがあり得るはずはない。だからその當時われ／＼委員会においては、この問題は例の公園敷地の問題と関連してすいぶん糾弾された事柄でございまして、當時政府からは相當な釈明も陳謝もあつたと思つたのであります。ところが今井上委員の質問に答えて、その五千万円の入札しなかつたから、あるいはこの評価額で換算すれば何とか適正であつたといふような、まるでそらとばけた答弁をなさるということはない。もう少し事態の真相を十分把握されて、場所がかわらうと期間が経過しようとして、事柄といふものはそんなにかわるべき性質のものではない。今後の答弁は、もう少し慎重に所管事項を研究の上御答弁願ひなければ困ります。その問題はただいま御釈明がございましたが、この点は了とはいひませんが、今後十分御注意を願ひたいと思ひます。〔不信任案を出せ〕と呼ぶ者あり

なおただいま内藤委員から、不信任案も出るのだから、そんな政府を相手にする質問をするという御忠告もありまして、私もそのことは同感ではあります。しかしこの際が野たれ死にするであろう内閣の一つの葬送曲として、二、三の問題を聞いておかなければならぬと思うのであります。

ところで今回議題となつております三つの法律案に關連をいたしまして、戦争中のいろいろの債權債務を、今回の特別立法によつて逐次復活することが企てられておられるのでございまして、従いまして、この事例並びにその趣旨にかんがみまして、他にもやはりこれと並行的に措置を願わなければならぬ事柄が多々あると思うのであります。この機会に私の指摘したいのは、戦時火災保険の支払いの問題もやはりあわせて取上げなければならぬ失するのではないかと、思うのでございまして。申し上げるまでもなく、当時の戦時火災は戦時補償特別措置法が何かによりましてたな上げされておるのでございまして。法人は一万円、個人の場合は五万円でございまして、そういうふうな、戦争中の火災保険の保険金は支払われておりません。このことはどういふ事柄であるかと申しますと、當時はなほ大きな災害がありまして、従つて保険金の支払い額が相当にふえた。その後遂に戦いは敗れて、ああいう疎漏状態になつたので、結局何もかも切り捨ててしまふということ、これがたな上げされて今日に至つておられるのであります。しかしながら一方被保険者の立場から申しますと、そのような災害をこうむることは

必至である、だからその危険からみずからを守るために、普通の保険料金よりもさらに高い保険料金、すなわち戦時保険という特別保険料を支払つておつた。ところがはたしてその事態を見るや、保険金は払つてももらえない状態で今日までそのまま立ち至つておるのでございまして。ところが一方保険会社の状態はその後どうであるか。保険会社は当時当然払わなければならなかつたところの保険金を払わずして、その財産を繼承して今日に至つております。全国十八社の保険会社が今日の程度の利益を収めておられるかといふことは、当然河野銀行局長は御承知でありましようが、配当は最高のものであります。賃金ベースもこれまで最高の水準にあります。危険準備金の積立てのときは、これは古い調査でありますから、今はさらにふえておるのであります。五十億、不動産のいろいろのものを合しますれば、おそらく火災保険会社が現在持つておられる総資産は、私は六百億ないしは六百五十億を越えるのではないかと、思うのであります。こういう龐大な資産を彼らを持つておられるが、戦争中の債務についてはそのままたな上げされて現在に至つておられる。現在われわれは終戦の処理をいろいろいたしておる。フイリピンに対しては戦争の責任を果すというために、賠償の使節団が渡航されました。いづれインド、インドネシア、ビルマ等についても、こういう問題が逐次処理されるであります。ところが、本日まで審議しておりますこの三法案は、いづれも戦後の特別措置によつてたな上げされた債權債務の復活のために論議せられてお

るわけで、当然火災保険の債權債務も同じ事柄でありますので、同様の趣旨によつて処置がされてしかるべき事柄であると思ふのであります。従いまして、この機会に同時にこの戦争中の火災保険の問題が処理されなければ、これは債權を失するものと私は考えるが、これに対して河野銀行局長はどういう御見解をお持ちになつておるか、承りたいのであります。

○河野政府委員 戦時特殊損害保険法に基きまして保険をいたしました火災保険、これが戦後におきまして、個人につきましては五万円、法人については一万円を限つて打切られましたことは、今御指摘の通りであります。ただ問題は、打切りました理由につきましては、今春日さんがおつしやつたところと事情が違ふと私は考えております。この打切りました法律は、戦時補償特別措置法と言ひまして、このいわゆる戦時補償打切り法は昭和二十一年十月に施行されたのであります。終戦の結果、戦時中政府がいろいろの場合にいたしておつた補償を全部打切るといふ措置をとつたのであります。その措置の結果、実は今問題になつております金融機関再建整備法もできて参つたのであります。この措置のよしあしについてはいろいろ御議論がございしよう。ありましようが、この措置の一環として、今お話のありました戦時特殊損害保険法に基く保険も打切りをしたといふことになつたのであります。なぜ戦争保険について、この戦時補償打切りの一環として取扱ふことになつたかと申しますと、この戦時特殊損害保険法に基く保険は、保険会社をして取扱わせたのであります。それ

も、實質は国営保険であります。つまりそれによつて利益が出ましたならば、それはすべて国に納付する、そのかわりにこの保険によつて損が出た場合においては、その損は国が補償する、こういうふうな建前になつておる性質の保険であります。従いましてこれは完全に国営の保険で、そういう観点からいたしますと、やはりこれは戦時請求権に該当するといふ観点に立ちまして、ことさらにはつきりこれらのものも戦時補償打切りの法律の対象として、戦争保険金の請求権も当然に入る、こういうことになつたのであります。その結果今申しましたように打ち切りを受けたのであります。これは自己の計算によつて支払いをする普通の保険とはその性質をまつたく異にしておる。現に損害保険会社が自分でおつておる保険に關する限りにおいては、あの再建整備法という一連の戦争後の跡始末をいたしました法律によりまして、保険金の支払いは一切打切つておりません。これは生命保険等においては打切りませんでした。かわらず、損害保険については一文も打切つていないのであります。従つて損害保険会社は――東亜保険会社は再保険会社で特殊の事情がありますが、それを除きましては、あらゆる損害保険会社が全部調整勘定を持つておらないといふことは、つまりすべて保険金の支払い債務は完済をいたしましたといふことなのであります。今申し上げたやうな戦争保険金につきましては、保険会社自体の利害という点からこの問題を処理すべき性質のものではない、こういう観点に立つて今申し上げたやうな処理

をいたしましたのであります。この点は一一般の保険会社自体の計算によつてやる保険とその性質を異にするといふことを御了解いただきたいと思ひます。

なお現在御審議をいただいております三法案につきましては、これは主として在外關係、ことに引揚者であられる方々等に対して、これらの金融機關が自分の払える範囲内においてお支払いをするという法律でありまして、今御指摘になりました、国内においていろいろ戦争上の損害を受けた方々に対する措置とはおのずから――もちろんこれは債權をとるという問題はございましておのずから性質を異にする。しかも国内の問題につきましては、単に戦争保険金の支払いをいかにすべきかという問題だけでなく、広くわたつて戦争損害、戦争犠牲性という点についてどう考えるかという問題ともあわせて考えなければならぬ問題だと私は考えておる次第であります。

○春日委員 私はとりあえず卑近の事例としてこの議題となつております三法案を引例いたしましたのでありますが、ただこの三法に限つたことだけではな――なるほど三法は引揚者の問題に直面しておる問題であります。その法律の精神は、これは戦争犠牲者に対する當時の国家の責任を果すといふ考え方の上に立つていろいろのことがなされておる。たとえば軍人恩給の問題だつて、當時びしやつと打切られたのであります。このことも、やはり国家が国民に対する責任を果し得る立場になつたならばもちろん果すといふことで、これは昨年から復活されておることはあなたは御承知の通りであり

ます。こういうようなぐあいに、戦争中の国と国民との間の契約事項が契約不履行になつておるのだが、しかしながら国民と国との関係は、その後引続いてつとつとあつたわけではございまして、なし得る立場になるならば、これをなすことは当然のことであり、幾多の事柄がなされておるのでございします。従つてこの火災保険の問題でも、当然これはやらなければならぬ。あなたにだけいいます、要するに戦時特殊損害保険法、これによつたものは全部払つておらないで、その他のものは全部払つておると言われておるのでありますが、戦争中の火災保険にして、この保険法によらざるゝところの保険というものが一体どの程度あつたのでございしますか、参考のためにこの機会に伺いたいと思ふのであります。

○河野政府委員 ちよつと私は手元に材料を持っておりますが、おそろく戦争保険に入つておられませんものは相当あつたと思ひますが、いづれ資料について取調べの上で答え申し上げます。

○春日委員 火災保険会社といつても、おそろくは戦況が拡大されて参りますれば、それ／＼空襲を受けて相当の被害を生ずるというところは当然考へるのでございします。従ひまして、そういう大損害を受けたときには、一社の資金をもつては支払い能力を欠くに至るであらう。そのことのためにこの戦時特殊損害保険法という法律ができた。この法律ができた以上は、火災保険会社がその法律の保護を受けないで、みづから進んでその保険の危険を負うことはあり得ないと思ふ。相当あつた、こう言

われるからには——あなたは当時からこういう方面の権威者であられますから、われ／＼しろ／＼とがとく批判的なことを申し上げても権威がないかもしれませんが、常識的に考えられないことではありますので、これは資料として御提出をしていただきたいと思ひます。

さらに私がこの機会に申し上げたいことは、この保険というものはなるほどその一年々々の契約ではあるが、しかし実質的にはこれは継続的な事柄であります。期限が到来すればあらためてその点を——まあ会社はかわるといふにしても、いづれにしてもその保険をかけて行く。従つてこのことは全体的な責任、すなわちブル計算においてやはり物事は判断をしてさしつかえない問題だと思ふわけでありまして、保険事業というものが日本にできましてから何十年——おそろくは火災といふものは五十年に一ぺん、統計によりまして七十年に一ぺん、一生のうち一回か二回しかそういう災害にはかからないけれども、そのために年々歳々火災保険会社に被保険者は金を払つておるのです。従ひましてその戦争のときに、今こそ長年かけて来たこの保険料が生きてみずから返つて来るという期待のもとに、さらに高い料率をも被保険者は意に解さないで、この戦時特殊損害保険というものにかかつておつたと思ふ。従ひましてその法律の正面から判断によりますと、なるほど国営の保険でありますから、保険会社がそれ

に責任を負わないという一応の形態になつておりまして、一応の形態は、その実質は、すなわちその保険会社が

社がずつと過去何十年かにわたつて上げて来たところの利益に対して、何らかの寄与をなさなければならぬといふことは、道義上から考へてみても私は当然考へられることであらうと思ふのであります。私もちよつとは調べてみたのだが、法律の建前からは、なるほど国がやつたのだから損失があつた場合には国へ出すという一応の形にはなつておりますけれども、しかしこの火災保険料と火災保険事業というものは、これは百パーセントが戦時特殊損害保険料ではなかつたわけなのです。普通の火災保険料プラス戦時保険の料率が加わつてこういう形になつております。従ひましてその火災保険料の一定歩合のものは、保険会社が自分の事業収益として加へるわけでありまして、従つてこれが打切られたことによつてはなはだしき利益を得ておるものは、これは一つは国であり、一つは保険会社でなければならぬ。しかもその保険会社が全財産を継承して今日隆々たる勢いである。私が今申し上げました数字が、今わずかに六、七十年の事業経営によつて何百億というところの、おそろくは六百億を越えるところの大資産を有しておるのに、何十年かけて来たところの被保険者たちは、その当時唯一の自力更生の頼みの綱としておりましたところの保険金をちよつとももらえないで、今日四苦八苦生活にあへないで、この状態が——今いろ／＼の戦時、戦後の債権債務がこゝで復活されようとするならば、政府は当然このことをよく考へて、すなわち権衡を失しないところの措置を講ずる義務がある

と思ふ。しかしながらこの問題はなお大きな問題でございまして、すでに倒れかけておるところの内部に向つてこのような貴重な理論を申し述べたとしても、何ほどの価値もないかと思われまふので、これは今後の委員会の政治問題として、あなたの方でも十分御検討を願うことといたしまして、なお私どもの方におきまして、さらにこれに對するいろ／＼な基礎的な研究を加えて、最も近い将来にこういう均衡を失しないことのための合理的な立法措置を講じたいと思ひますので、政府の方におきましても十分御検討を願つておきたいと思ひます。

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつて三法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

○内藤委員 三法案のうちで、閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対して附帯決議をつけたと思ふのであります。読みます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、旧横濱正金銀行等についても速かに未払金為替及び在外預金の支払ができる措置を講ずるとともに、特殊清算人が債権者のために弁済すべき財産を信託する場合には主たる利益代表者に信託することとする等、引揚者の利益をも考慮して、本改正法の運用に遺憾なきを期せられたい。

以上であります。

○千葉委員 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決に入ります。右三法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて右三法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、内藤友明君提出の閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯

案の三法案につきましては、質疑も大体尽されたと思ひますので、この程度にて質疑を打ち切り、ただちに討論採決に入られんことを望みます。

○千葉委員 ただいまの浅香君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○千葉委員 御異議なしと認めます。よつて三法案に対する質疑はこれにて終了いたしました。

討論の通告がありますので、これを許します。内藤友明君。

○内藤委員 三法案のうちで、閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対して附帯決議をつけたと思ふのであります。読みます。

閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、旧横濱正金銀行等についても速かに未払金為替及び在外預金の支払ができる措置を講ずるとともに、特殊清算人が債権者のために弁済すべき財産を信託する場合には主たる利益代表者に信託することとする等、引揚者の利益をも考慮して、本改正法の運用に遺憾なきを期せられたい。

以上であります。

○千葉委員 これにて討論は終局いたしました。

引続き採決に入ります。右三法律案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員 起立総員。よつて右三法律案はいずれも原案の通り可決いたしました。

次に、内藤友明君提出の閉鎖機関令の一部を改正する法律案に対する附帯

案、閉鎖機関令の一部を改正する法律

案、閉鎖機関令の一部を改正する法律

決議案について採決いたします。これに賛成の諸君の御起立を求めます。

〔総員起立〕

○千葉委員長 起立総員。よつて本附帯決議案は決定いたしました。

なおただいま採決いたしました三法案に関する委員会報告書の作成、提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じます。

午後二時より懇談会を開くことにいたします。この程度で休憩いたします。

午前十一時五十四分休憩

〔休憩後は開会に至りなかつた〕

〔参照〕

金融機関再建整備法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
旧日本占領地域に本店を有する会社の本邦内にある財産の整理に関する政令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書閉鎖機関令の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕